

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	日高町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/docs/2015051900016/

執行機関名 日高町長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例(昭和51年条例第17号)による激励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日高町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号) 別表第1 6の項、別表第2 6の項、別表第3 日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例(昭和51年条例第17号)による激励金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号) 第1条	日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例(昭和51年条例第17号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、疾病等で父又は母の死亡及び離婚によってひとり親家庭となった家庭の児童を激励し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例(昭和51年条例第17号) 日高町ひとり親家庭児童激励金支給条例施行規則(昭和51年規則第7号)